新旧対照表（PayPayスタンプカード加盟店特約）		
項目	**2022年8月3日まで**	**2022年8月4日以降**
第3条（3）	PayPayユーザーがPayPayスタンプカード（加盟店特典）に対して所定の数のスタンプの付与を受け、プレゼントチケットの付与を受けた場合、当該プレゼントチケット付与日から起算して30日の期間内に所定のスタンプカード加盟店店舗においてプレゼントチケットを提示および利用することにより、当該スタンプカード加盟店に対して所定の加盟店特典の提供を請求することができます。この場合、当該スタンプカード加盟店は、PayPayユーザーの端末にて、PayPayユーザーから提示されたプレゼントチケットが真正かつ有効なものであることおよびPayPayユーザーがプレゼントチケットの利用を完了した旨の表示を確認するものとし、当該確認後直ちに所定の加盟店特典を提供するものとします。なお、当社は、スタンプカード加盟店に対して、プレゼントチケットに関連した PayPayユーザーの行為についていかなる責任も負いません。	PayPayユーザーがPayPayスタンプカード（加盟店特典）に対して所定の数のスタンプの付与を受け、プレゼントチケットの付与を受けた場合、当該プレゼントチケット付与日から起算して**スタンプカード加盟店が設定した日数以内** に所定のスタンプカード加盟店店舗においてプレゼントチケットを提示および利用することにより、当該スタンプカード加盟店に対して所定の加盟店特典の提供を請求することができます。この場合、当該スタンプカード加盟店は、PayPayユーザーの端末にて、PayPayユーザーから提示されたプレゼントチケットが真正かつ有効なものであることおよび PayPayユーザーがプレゼントチケットの利用を完了した旨の表示を確認するものとし、当該確認後直ちに所定の加盟店特典を提供するものとします。なお、当社は、スタンプカード加盟店に対して、プレゼントチケットに関連した PayPayユーザーの行為についていかなる責任も負いません。